

令和元年第3回上里町議会定例会会議録第3号

令和元年6月12日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第26号) 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第27号) 上里町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第28号) 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第29号) 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第30号) 上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第31号) 令和元年度上里町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 (町長提出議案第32号) 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 (町長提出議案第33号) 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 (町長提出議案第34号) 工事請負契約の締結について
- 日程第19 (町長提出議案第35号) 工事請負契約の締結について
- 日程第20 (町長提出諮問第1号) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 (議員提出議案第2号) 公共交通等対策特別委員会設置について
-

出席議員(14人)

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君

7番	齊藤	崇	君	8番	植原	育雄	君
9番	植井	敏夫	君	10番	高橋	正行	君
11番	納谷	克俊	君	12番	沓澤	幸子	君
13番	高橋	仁	君	14番	新井	實	君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下	博一	君	副町長	江原	洋一	君
教育長	下山	彰夫	君	総務課長	山田	隆	君
総合政策課長	塚越	敬介	君	税務課長	須長	正実	君
くらし安全課長	望月	誠	君	子育て共生課長	間々田	由美	君
健康保険課長	及川	慶一	君	高齢者いきいき課長	飯塚	郁代	君
まち整備課長	富田	吉慶	君	上下水道課長	根岸	利夫	君
学校教育課長	高橋	淳	君				

事務局職員出席者

事務局長 宮下 忠仁 主 任 横尾 慎也

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程6 一般質問について

○議長（新井 實君） ただいま町長より、10日の齊藤崇議員の一般質問に関し発言したいとの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど、議長から御報告ありましたように、先日の6月10日の齊藤議員からの再質問について御報告いたします。

水道ビジョンにおいて、平成27年度に耐震化計画を作成とあるが、その内容と浄水場間の連絡管の耐震化状況についての御説明を改めて申し上げます。

上里町における現在の耐震化計画は、水道ビジョンを策定する水道事業体に対し、国から耐震化計画の策定が求められ、上里町においても平成26年度から平成27年度にかけて水道ビジョンを策定する中で、あわせて耐震化計画を策定いたしました。

この計画は、水道施設の中で重要な浄水場及び防災拠点や重要施設、応急給水拠点への供給管路を中心に耐震化をどう進めるのかの基礎調査を行ったものであります。

このようなことから、齊藤議員御質問の浄水場間の連絡管につきまして、耐震化工事はまだ未着手でございます。

いずれにしましても、水道ビジョンでの耐震化計画は基礎調査の段階であり、耐震化の具体的な計画は、今年度策定する経営健全化計画においてアセットマネジメント導入に伴う水道施設の更新費用をより明確化しながら、今後、浄水場及び管路の耐震化計画の基本計画を策定してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今の答弁ですと、基礎調査の段階ということで、27年度からスタートするわけであったにもかかわらず、では手つかずという状況ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど申し上げましたとおり、耐震化工事は未着手であります。
以上です。



◎日程第7 町長提出議案第26号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第7、町長提出議案第26号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。
副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第26号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正いたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

選挙に係る報酬は、非常勤特別職報酬として、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の別表において定められているところですが、上位法である国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことにより、あわせて改正するものでございます。

それぞれ日額で、選挙長が1万600円から1万800円に、選挙立会人が8,800円から8,900円に、投票所の投票管理者が1万2,600円から1万2,800円に、投票所の投票立会人が1万700円から1万900円に、期日前投票所の投票管理者が1万1,100円から1万1,300円に、期日前投票所の投票立会人が9,500円から9,600円に、開票管理者が1万600円から1万800円に、開票立会人が8,800円から8,900円に改正するもので、100円から200円までの報酬額の増額に係る改正となります。

最後に、附則でございますが、施行期日は公布の日から施行します。

以上で、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第26号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第27号 上里町介護保険条例等の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第27号 上里町介護保険条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第27号 上里町介護保険条例等の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、令和元年度から令和2年度までの介護保険第1号被保険者の保険料率の軽減強化を行い、あわせて介護保険料の徴収猶予の要件を追加し、また改元に伴う文言整理を行うため、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

第3条第1項につきましては、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の見直しをしたところでございます。

既に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定を受け、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減強化を実施しておりますが、このたび令和元年10月より消費税率が引き上げとなることから、介護保険施行令の一部が改正されたことに伴い、保険料軽減の対象者及び軽減の幅を定めるものでございます。また、あわせて、介護保険料の徴収猶予の規定についても、現状を踏まえ、本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

初めに、介護保険の保険料率を規定しております第3条第1項では、改元に伴う文言整理を行い、第3条第2項を改正し、新たに第3項及び第4項を加えるものでございます。

介護保険料は第1号被保険者に御負担いただいておりますが、介護保険法施行令の第38条の規定に基づきまして、9段階の所得段階による保険料の算定基準が設定されております。

まず、条例第3条第2項の改正につきましては、介護保険法施行令が一部改正されたことにより、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者につきまして、基準額に乗ずる割合を0.5から0.125を超えない範囲で市町村が定める割合を減じて得た割合とすることとされ、今回の改正では負担率を0.375とするものです。これは、消費税率の引き上げが年度途中の令和元年10月であることを踏まえて定めるものです。

具体的には、平成30年度当初の年額保険料では、0.45を乗じた2万6,100円としておりましたが、令和元年度から令和2年度までの各年度においては、0.375を乗じた2万1,800円とするものでございます。

新たに追加する第3項につきましても、介護保険法施行令が一部改正されたことにより、介護保険料の所得段階が第2段階に該当する者につきまして、基準額に乗ずる割合を0.75から第1段階と同様に0.125を超えない範囲で市町村が定める割合を減じて得た割合とすることとされ、今回の改正では、負担率を0.625とするものです。

具体的には、平成30年度当初の年額保険料では0.75を乗じた4万3,600円としておりましたが、令和元年度から令和2年度までの各年度においては、0.625を乗じた3万6,300円とするものでございます。

さらに、第4項につきましては、第3段階に該当する者につきまして、基準額に乗ずる割合を0.75から0.025を超えない範囲で市町村が定める割合を減じて得た割合とすることとされ、今回の改正では、負担率を0.725とするものです。

具体的には、平成30年度当初の年額保険料では0.75を乗じた4万3,600円としておりましたが、令和元年度から令和2年度までの各年度においては0.725を乗じた4万2,100円とするものでございます。

次に、第9条第1項について第5号を追加する改正でございます。

9条は、第1項において第1号から第4号まで介護保険料の徴収を猶予することができる事例を挙げておりますが、新たに第5号を追加し、条文に明記されている事例以外に「特別な事情があるとき」を追加するものでございます。

次に、平成31年上里町条例第4号における附則第2項の改正でございますが、改元に伴う文言整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものと規定しておりますが、平成31年上里町条例第4号における介護保険運営協議会の任期に係る元号改正につきましては、公布の日から施行いたします。また、第2項では経過措置として、この減額賦課に係る改正規定は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の保険料については適用しないこととするものでございます。

以上で、上里町介護保険条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 上里町の介護保険は9段階で構成されているわけでありましてけれども、この新たに負担率を変えたことによって、その階層ごとの介護保険料の占める負担割合というのは、どのようになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、第1段階から第3段階ということで、世帯全員が非課税者ということで国のほうから改正がありましたので、改正をさせていただいているところです。

今回、当初予算では、昨年9月末現在の段階ごとの人数で予算のほうを計上しておりましたが、今年度、この後補正予算のほうで要求をさせていただくものにつきましては、特別調整交付金の人数を計数として上げなさいということで、当初予算で上げた人数よりも若干減った人数で計上のほうをさせていただいています。

第1段階につきましては、13.83%、第2段階が6.68%、第3段階も5.76%ということで、大体25%ぐらいの方が、この第1から第3段階の中で入っているというような計算になってお

ります。

当初予算でも、同じく26.3%ということで負担される方の割合を見ておりましたので、大きな変化はないというふうに考えております。

そのほか4から9段階につきましては、負担割合については変化がございませんので、同様の数字で見ております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の介護保険そのものの条例内容としては軽減が広がるということと、猶予の幅も広がるということで、それは内容的にはいいものだというふうに思っています。しかし、この財源が消費税に頼るところでは、例えば消費税、いわゆる住民税非課税世帯というのは、それ以上税金を取ったら暮らしていけませんよと、最低限の生活を保証しますよという観点に立っての住民税非課税世帯だと思うんです。そこからそもそも介護保険料を取るという発想自体であるならば、住民税非課税の金額を上げるべきではないかなと私は思うんです。

そこをさわらないでいって、第1段階においては年間4,300円、一番軽減が多くなるのが第2段階で7,300円、第3段階ですと1,500円ということではあります。金額は少なくとも負担が減るということは賛成なんですけれども、それに伴って、では消費税はどうなんですかと。2%増える、例えば一番軽減が進んでいく第2段階で見たときは、120万以下となっていますので、ちょうど計算しやすく100万としたときに、8%だったら8万ですけれども、10%になると10万ですね。負担増はそこで2万です。そうすると、消費税の増税に軽減が追いつかないのではないかなというふうに思うんです。

高齢者の方々の生活保護世帯が上里でも増えていきますし、自殺のことなども、この間まとめていただきましたけれども、やはり高齢者で高い数値が示されているところなどを考えますと、これそのものに問題があるわけではないんですけれども、高齢者いきいき係としましては介護保険を担当している担当課として、その第1、第3段階の方たちの生活状況、または保険料を納めていても利用料が高くて、実際問題、利用をするときに頭を悩ませていると思うんです。利用者さんもお金ここまでしか払えないという中で計画を立てられるのではないかと思うんですけれども、その辺の増と減の差が広がることによって、受けていたサービスに変動が生じるという心配はないのか、あるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

介護保険の根幹をなすものが、共助、公助ということで、皆で負担をしていきたいと思いますという制度にのっとって運営をされているところです。

今回、消費税が上がるということで、その社会保障費分ということで、こちらの低所得者軽減ということの手当として充てがわれているわけなのでございますが、町負担、今後、確かに消費税が上がるということで、利用者さんの納めなければならない介護保険料も増えるというふうなことは私どもも承知はしておりますが、それ以外に、町では介護保険を利用される場合に、負担を軽減するために高額介護サービス費、そういったものの支給と、それから施設を利用された場合には、相談を受けていると、なかなか収入が少ないので施設には入れませんという方も中にはいらっしゃいます。

そういった場合には、職員がなるべく利用料の少ない、低い事業所を探したり、施設を探したりということで御案内もしておりますが、そういった施設利用の際の食費とか居住費が軽減される特定入所者介護サービス費の支給、それから、在宅でのサービスの利用の一部を助成します介護保険の利用者負担金助成制度というものも2分の1、4分の1ということで、所得に応じて、そういったものもやっておりますので、そういったものはなるべく使っていただくような形で、ケアマネさん等を通じながらPRはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 担当課を責めているわけではないんですね。本当に、この制度上の問題で苦勞されているというふうには思っています。

それで、消費税増税は、安倍さんは10月にしますよと今のところ言っていますけれども、経済状況としては、過去の導入時、また5%、8%に増税してきたときも、経済状態としては回復、やや上向きという中で行われてまいりましたけれども、消費が落ち込むという重大な事態があったと思うんです。

それで、今でも国民のアンケート調査によれば、多数が消費税増税に反対をしているわけです。そうしますと、消費税増税が頓挫した場合、これ上げられた条例というのは、軽減措置と猶予のほうは継続されるというふうに押さえていいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、介護保険施行令の一部改正と、それから介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の

一部改正ということで、国のほうから通知も来ておりました、今回10月施行ということでやられる予定ということで、今回条例改正を一応上程させていただきましたが、現段階では、こういったことで進めさせていただいて、また国等からいろいろ状況が変わった場合には、また町当局として、また国全体として議論されることだと思いますので、そちらにつきましては、また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第27号 上里町介護保険条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 町長提出議案第28号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第9、町長提出議案第28号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第28号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、本条例により定めた一般廃棄物処理手数料の税率を変更するため、本案を提出するものでございます。

概要及び内容を申し上げます。

本条例中、別表第3の一般廃棄物処理手数料は、し尿くみ取り処理手数料について定めております。し尿くみ取り手数料は、消費税率を乗じた額となっております。条例条文中で「合計額に、100分の108を乗じて得た額」として税込み額を定めております。

このたびの改正は、消費税率が10%に引き上げられることに合わせて「100分の108」と定めているものを「100分の110」に改めるものでございます。

最後に、附則についてですが、令和元年10月1日を施行日と定めるものでございます。

以上で、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第29号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第10、町長提出議案第29号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第29号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、本条例により定めた加入金及び水道料金の税率を変更するため、本案を提出するものです。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

加入金は、給水装置の新設工事等の際に納めるもので、第8条でメーターの口径ごとの金額を税抜きで表記しており、条文中で、「次の各号に定める額に、100分の108を乗じて得た額」として税込み額を定めております。

次に、水道料金は第26条にて用途、口径及び使用水量ごとの金額やメーター使用料の金額を税抜きで表記しており、条文中で、「次の表に定める額に100分の108を乗じて得た額」として税込み額を定めております。

このたびの改正は、消費税率が8%から10%に引き上げられたことに合わせて、それぞれ「100分の108」と定めているものを「100分の110」に改めるものでございます。

最後に、附則についてですが、附則第1項は、施行日を令和元年10月1日とするもので、また、第26条の水道料金等については、附則第2項及び第3項で経過措置を定めております。これは、国税庁が公表している経過措置の取り扱いに準じたもので、施行日の10月1日をまたいで水道を使用した期間の料金については、改正前の税率8%の金額が適用されることを定めるものでございます。

以上で、上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全員協議会でお願いしていた件なんですけれども、消費税が8%から10%に上がるということで、その水道料金は飲料水にも使うけれども、お風呂だとか洗濯だとか、そういう部分で混ざっているのが軽減の対象にはなりませんということで、その2%増税分をいわゆる企業会計としてはお支払いしなければいけない。だから、その分を住民の飲んでいただいている方々からいただくかなければいけないという、そういうことになると思うんですけれども、消費税今までも増税こうしてきた経過の中で、自治体によっては、それを

企業会計にということではなくて、一般会計から入れて消費税分を上げないで据え置いている自治体が県内ではあるのでしょうか。その件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（新井 實君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

県内水道事業体におきましては、全てを水道事業体、消費税率こちら引き上げに伴いまして水道料金のほうに添加されている状況でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第29号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第30号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議員第30号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第30号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、本条例により定めた使用料の税率を変更するため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

使用料は第21条で用途及び排除量ごとの金額を税抜きで表示しており、条文中で「基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額」として税込み額を定めております。

このたびの改正は、消費税率が8%から10%に引き上げられることに合わせて「100分の108」と定めているものを「100分の110」に改めるものでございます。

最後に、附則についてですが、附則第1項は、施行日を令和元年10月1日とするもので、第21条の使用料については、附則第2項及び第3項で経過措置を定めておりますが、議案第29号と同様の措置で、国税庁が公表している経過措置の取り扱いに準じたもので、施行日の10月1日をまたいで下水道を使用した期間の使用料については、改正前の税率8%の金額が適用されることを定めるものでございます。

以上で、上里町下水道条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第31号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第31号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第31号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度上里町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,751万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,361万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款14国庫支出金は625万6,000円の増額補正となり、低所得者保険料軽減負担金、子ども・子育て支援交付金の増額となっております。

款15県支出金は396万3,000円の増額補正となり、低所得者保険料軽減負担金、地域子育て支援拠点事業費補助金の増額となっております。

款19繰越金は5,599万4,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款20諸収入は130万円の増額補正となり、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して6,751万3,000円を追加し、89億9,361万4,000円とするものでございます。

続いて3ページをごらんください。

歳出について御説明いたします。

款3民生費は1,474万6,000円の増額補正となり、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、地域子育て支援拠点事業委託料の増額となっております。

款7土木費は5,146万7,000円の増額補正となり、主な内容は道路改良舗装等工事費、児玉工業団地アクセス道路事業に係る土地購入費、物件補償費などの増額となっております。

款8消防費は130万円の増額補正となり、消防施設費補助金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して6,751万3,000円を追加し、89億9,361万4,000円とするものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長から、お手元の一般会計補正予算資料で御説明いたさせます。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 地域子育て支援拠点事業ですけれども、今のところ、現在、萌美さんのほうに委託していると思いますが、今回はどこに委託するのでしょうか。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 仲井議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回新たに地域子育て支援拠点事業ということで事業を実施していただく保育園につきましては、本年度4月より開園いたしました、かがやき保育園において実施ということになっております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 暮らし安全課の防災安全係のところ、ちょっと確認という意味で質問させていただきたいと思います。

消防施設整備事業で130万という予算なんですけれども、説明では、消防施設費補助金ということで、西金の自衛消防隊の可搬式ポンプの購入という説明だったと思いますけれども、この全体の金額と補助率、それと、あと西金の自衛消防隊の負担額が幾らぐらいか参考にお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 暮らし安全課長。

〔暮らし安全課長 望月 誠君発言〕

○暮らし安全課長（望月 誠君） 植原議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず、全体の金額でございますけれども、助成の決定額は130万円ということでございまして、補助率は10分の10でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 令和元年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 町長提出議案第32号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第32号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました、議案第32号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,798万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入ですが、款6繰入金は50万5,000円の増額補正となり、歳出の国保税電算委託料に対して一般会計から繰り入れるものでございます。

歳入合計は、現計予算に対して50万5,000円を追加し28億5,798万円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款1総務費は50万5,000円の増額補正となり、今年度から実施される国民健康保険税の応益割に係る旧被扶養者の減免期間見直しに伴い、国民健康保険税賦課システムの改修が必要なため増額するものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して50万5,000円を追加し、28億5,798万円とするものでございます。

以上、上里町国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 令和元年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第33号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（新井 實君） 日程第14、町長提出議案第33号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第33号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,774万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入ですが、款1介護保険料は917万3,000円の減額補正となり、低所得者に係る保険料の軽減強化による保険料率の改定に伴い、介護保険料を減額するものでございます。

款5繰入金は923万1,000円の増額補正となり、主な内容は減額する介護保険料の補填分などにつきまして、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対して5万8,000円を追加し、18億2,774万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款4地域支援事業費は、5万8,000円の増額補正となり、主任介護支援専門員更新研修に係る旅費や負担金などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して5万8,000円を追加し、18億2,774万6,000円とするものでございます。

以上、上里町介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第33号 令和元年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第34号 工事請負契約の締結についての件、議案第35号 工事請負契約の締結についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上の3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号 工事請負契約の締結についての件、議案第35号 工事請負契約の締結についての件、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上の3件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第18 町長提出議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（新井 實君） 日程第18、町長提出議案第34号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第34号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

平成31年度上里町立上里北中学校校舎棟改修工事に伴い、工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

町では、児童生徒の安心安全な学習環境の確保を最優先として、学校施設の維持管理を行ってまいりました。上里北中学校につきましては、昭和58年の竣工以来36年が経過し、近年では外壁の黒ずみ汚れやひび割れなど経年による劣化が進行したため、老朽化に伴う校舎棟改修工事とあわせ、トイレ改修工事を国の予算による学校施設環境改善交付金を活用し実施するもの

でございます。

続きまして、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明させていただきます。工事を発注するに当たりましては、入札に必要な参加要件を付した一抜け方式の事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

入札公告を5月10日に行いましたが、内容といたしましては、工事名、平成31年度上里町立上里北中学校校舎棟改修工事、工事場所、上里町大字金久保249番地、工事期間、契約確定の日より令和元年11月29日までとし、設計金額につきましては、入札執行後公表する事後公表といたしました。

主な入札参加資格といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店の登録があり、建築工事業A級に格付けされた資格審査数値が1,000点以上の者といたしました。

その他注意点を加えて公告を行い、町のホームページや建設業界紙2紙に掲載し周知を図ったものでございます。

開札につきましては、6月4日午後2時から電子入札システムによる開札を実施し、10社の応札があり、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した竹並建設株式会社が落札候補者となったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明させていただきます。

対象建物の規模といたしましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積4,382.81平方メートルであります。

工事内容といたしましては、校舎棟改修工事並びにトイレ改修工事でございます。校舎棟改修工事につきましては、建物の外部は外壁のクラック・浮きを補修し、吹きつけ塗装を実施いたします。建物の内部は、床改修を実施いたします。トイレ改修につきましては、洋式25カ所、和式11カ所へ改修を行い、電気設備工事、機械設備工事一式となっております。

6月6日に、上里町工事請負指名業者資格審査会を開催し、同社の入札参加資格確認申請書、その他必要書類の審査を行い、入札参加資格を有する者と確認されましたので、落札者として1億3,767万8,400円（消費税込み）で同社と仮契約書の締結を行ったものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第34号 工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

単純なことを1点目に教えていただきたいんですが、一般競争入札、ダイレクト入札ということなんですけれども、それで辞退というのはどういうことなのかということの仕組みを教えてくださいたいと思います。

2点目でございます。今回公告の中で埼玉県内に本店を置くという条件を付したようでございます。そのところの理由についてお伺いしたいと思います。

これまで町は、近年ですけれども、上里中学校一般教室また特別教室、体育館、それから町民体育館の改修、そして保育園等、県内本支店、営業所というくくりだったかと思うんですね。こう申しますのも、上里町御存じのとおり、埼玉県と言っても最北端の地でありまして、北、西は群馬県に接しているという状況の中で、上里町を中心に半径を描きますと、A級選定に該当する会社はもしかしたら群馬県のほうが多いのではないのかということと、その多くの群馬県の企業が、会社が埼玉県にも支店営業所を構えているわけでございます。

先ほど申し上げましたけれども、上里中学校の3回の工事、それから町民体育館、そして保育園と続けて群馬県に本店がありまして、営業所ないし支店が埼玉県にある業者が施工をしてきたわけでございますけれども、その中であえて今回県内に本店と限った理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に説明させていただきます。

まず、1点目で、辞退した会社の理由でございますが、今手元に資料がございませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

それから、県内本店のある企業に今回絞った理由ということでございます。

こちらにつきましては、地元業者育成という地域振興の観点から、特に県内に深く根をおろした業者を対象としたところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） できれば、この質疑の中で、その辞退に関して教えていただきたい

と思うんです。というのは、理由というか仕組み的に、私ちょっと素人なのでわからないんですが、指名ではなく、一般競争入札ダイレクト入札の中で、しかも一抜け方式の一本目の入札で辞退が出るというのがよくわからないので、その辺でできましたら休憩を挟んでもいいので教えていただきたいと思います。

2点目でございます。

今回県内に本店と限ったのは地元企業の育成ということだったんですけども、応札した企業さんを見ますと、今さら育成、町の事業をもって育成かというのは甚だ疑問に感じるんですけどもいかがでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に説明させていただきます。

先ほどの辞退理由につきまして、お調べさせていただきまして、またお答えさせていただきたいと思います。

それから、地元育成という観点、こちらが今さらというところではないかという御質問でございました。

町にとりましても、やはり近くの業者でなるべく対応がいいところを選んでいきたいというところもございます。また、そういった地域、この近辺の業者を選ぶことによって、そこで働く人たちの所得等にも影響してくることもあろうかということで、今回は県内の本店というところで選んで競争入札に付したところがございます。

それから、すみません、先ほどの辞退理由の部分なんですけれども、辞退理由について、特に今回業者のほうからは理由のほうは述べられなかったということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） すみません、ちょっと、先ほど申し上げましたとおり、制度がよくわからなかったので教えていただきたい部分があったのですが、指名ではなく一般競争入札の中で辞退というふうに出るところの仕組みを教えていただきたいんです。指名で辞退ではないということで、そこを教えていただきたいということが1点。

2点目でございます。雇用であるだとか、そういったことを考えて実際下請けであるだとか、現場で働く方々の雇用とかにもつながっていくと思うんですけども、そういうくくりになってきますと、県内に本店というくくりは果たして妥当なのかということなんです。

といいますのも、先ほど申し上げましたとおり、上里町の地理的状况を考えましても、果た

してそれが県内というくくりが妥当なのか、私は別に決して、要するに群馬に本店があって、県北に営業所がある、支店があるところを入れたほうがいいのではないのかということではなく、埼玉県全体というくくりが正しいのかどうなのかというところを疑問を感じておまして、よく土木工事なんかでは見られるように、本庄、県土の管内だとか、大里の管内だとかというくくりのほうがいいのかなと思うんです。

ただ、そうしてしまいますと、建築A級選定という、若干土木よりは絞られてきてしまうというところがあると思うんですが、上里から見て、もしなんですけれども、では本当に県南の大手、県南地場の大手が入ってきたときに、ここの雇用にというか、下請とか雇用につながっていくのかというのは、繰り返しますが甚だ疑問でありまして、もう少し何か、今までと明らかに変わっているわけですから、何とか納得できる理由がないとなかなか難しいと思うんです。なので、もう一度、しつこいようですが、先ほどの一般競争入札、ダイレクト入札の中でその辞退が出るという仕組みの部分がよくわからないので御説明いただきたいのと、県内本店とした理由について、再度、しつこいようですが、納得のできる御説明をいただきたいと思えます。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の質問に説明させていただきます。

先ほどの仕組みに関しましては、現在調査中でございますので。

この辺、辞退につきましては、一応参加申請を業者のほうでしてまいりましたけれども、その後、辞退の届け出が出てきてしまったということで、これについては受理をしたということでございます。

それから、県内本店のこのラインの引き方ということでございます。

今お話がありましたように、本庄県土管内とか、いろいろなやり方があるかと思えます。我々もその辺は協議をしているところなんですけれども、近隣の市町などを見ましても、中には、市内に本店というようなところからまずは始めて、その中で業者数が足りない、競争が働かないとなると、県内に本店という形に広げたり、それでも少ないような場合には、県内のほうの支店という形をとっていったりしているようなのでございます。

このラインの引き方については、議員さんおっしゃるようないろいろな考え方がございますので、これから我々もよくその辺を考慮していかなくてはいけないかなとは考えつつ、今回については県内に本店ということで十分競争も働き、業者数も確保できるということで選出したところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） 単純な質問なんですけれども、北中のトイレ改修について、洋式が25カ所、それから和式が11カ所と、こういう説明されたんですけれども、階層ごとにバランスよく配置をしたのかどうかお聞きします。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 高橋議員の御質問に説明をさせていただきます。トイレの各フロアごとの設置数量につきましては、階層ごとにバランスよくといたしますか、均等に設置をさせていただきます。

以上です。

○議長（新井 實君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） バランスということなので、一応、例えば1階に和式が幾つ、洋式が幾つと説明できるかな。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 説明を申し上げます。

南校舎、北校舎分かれてございまして、まず、洋式のほうから御説明ということでよろしいでしょうか。

洋式トイレが南校舎の女子トイレに1階から2階、3階まで3基ずつ。同じく洋式トイレ、南校舎男子トイレに1階から3階まで2個ずつ。

北校舎、女子トイレ、洋式トイレが1階が2カ所、2階が3カ所、3階が2カ所というところでございます。

同じく北校舎男子トイレ、洋式トイレが各フロア1カ所でございます。

和式トイレ、南校舎女子トイレが各フロア1カ所、南校舎男子の和式トイレ、各フロア1カ所。

北校舎女子トイレ、和式トイレが各フロア1カ所、北校舎男子トイレ1階に1カ所、2階はございません。3階に1カ所という配置でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。
これより議案第34号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時45分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第19 町長提出議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（新井 實君） 日程第19、町長提出議案第35号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第35号 工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

平成31年度上里町立神保原小学校校舎棟改修工事に伴い、工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

町では、児童生徒の安心安全な学習環境の確保を最優先とし、学校施設の維持管理を行ってまいりました。神保原小学校南校舎につきましては、昭和47年の竣工以来47年が経過し、先ほどの上里北中学校と同様、外壁やベランダ等に経年による劣化が進行しているため、老朽化に伴う校舎棟改修工事を国の予算による学校施設環境改善交付金を活用し、実施するものでござ

います。

続きまして、発注・契約関係、工事の概要につきまして御説明させていただきます。

本工事を発注するに当たりましては、入札に必要な参加要件を付した一抜け方式の事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

入札公告を5月10日に行いましたが、内容といたしましては、工事名、平成31年度上里町立神保原小学校校舎棟改修工事、工事場所、上里町大字神保原町814番地、工事期間、契約確定の日より令和元年11月29日までとし、設計金額につきましては、入札執行後公表する事後公表といたしました。

主な入札参加資格といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店の登録があり、建築工事業A級に格付けされ、資格審査数値が1,000点以上の者といたしました。

その他注意点等を加えて公告を行い、町のホームページや建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

開札につきましては、6月4日午後2時から電子入札システムによる開札を実施し、8社の応札があり、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で応札した横尾建設株式会社が落札候補となったものでございます。

続きまして、工事の概要について御説明させていただきます。

対象建物の規模といたしましては、鉄筋コンクリート造、3階建て、延べ床面積1,627.84平方メートルであります。

工事内容といたしましては、建物の外部につきましては、外壁のクラック・浮きを補修し、吹きつけ塗装を実施いたします。

建物の内部につきましては、床、間仕切り壁改修、電気設備工事、機械設備、外構工事一式となっております。

6月6日に、上里町工事請負指名業者資格審査会を開催し、同社の入札参加資格確認申請書、その他必要書類の審査を行い、入札参加資格を有するものと確認されましたので、落札者として1億508万4,000円（消費税込み）で、同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

つきましては、地方自治法96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第35号 工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点お聞きしたいんですけども、工事概要の中で、外構工事一式というのがありますが、外構工事の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

項目上、外構工事という表現をさせていただきましたが、足場を組む関係上、現在、校長室の東側に少しばかりの植え込みがございます。そこに足場を立てる関係上、その植え込みの中の植木を一旦どかしまして、竣工後また戻すということを外構工事ということであわせていただきました。内容は以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

昨日の全員協議会が終わりまして、追加議案の内容がわかりましたので、県の情報調達公開システムから入札結果を見させていただきました。これ同じことを保育所新築工事のときにもお話しさせていただいたんですが、最低制限価格を設けている以上、失格になってしまった業者が何社か出ております。

今回横尾建設株式会社本店さんが9,730万、これは6番目の札ですね。一番安いところが6,720万、2番目が7,992万、3番が8,440万、4番が2社ありまして8,850万円で、6番目に安かったところが予定価格を上回ったところで一番安かったということで、落札ということになります。

8社応札で5社が予定価格を割ってしまった、潜ってしまったということなんですけれども、これ保育所のときもお話させていただきましたが、こうなってきますと、そもそも県内A級建築1,000点以上の会社がこの金額でできますよということで札を入れている以上、もう一度、最低制限価格については、早急に検討していく必要があるのかなと思うんです。簡単に言えば、一番安い札、会社と3,100万円の違いがあるわけございまして、もし、この3,100万円安い一番札を入れた6,720万円で施工されていけば、税抜きであります、3,000万円以上のお金が浮いて、ほかの町民福祉の増進につなげられるという観点から考えますと、早急に検討していた

だきたいと思います。

国交省、また県からいろいろなことは示されているとは思いますが、もう既に今の時代、建築土木が大変忙しい状況で、民間の需要が旺盛な中で、ダンピングしてまで落札しようという、A級建築1,000点以上の業者がいるかと考えたときに、いないんじゃないかなと思うのが正直なところであります。その件に関しまして、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員の質問に対して御説明申し上げます。

今回は新しい試みとしまして、学校施設ですので、そういった面で一抜け方式、2校が同時にという状況でございました。

こんな中で、指名業者ということでありました。今回は、落札者が最低制限価格を下回った会社が多数あったという御指摘でございます。

これについても、時代の流れの中で、今の制度というものを、価格差が非常に幅があったということは、もう現実に認識されているわけですので、そういったことも含めて、今後ちよつと検討させていただきます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第35号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第20 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第20、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

現人権擁護委員として御尽力いただいております谷ヶ崎正子氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に推薦する谷ヶ崎正子氏について御紹介を申し上げます。

谷ヶ崎氏は、大字神保原町98番地43に在住で、昭和27年7月23日生まれの現在66歳でございます。

谷ヶ崎氏は昭和47年に東京都内の短期大学を卒業後、高崎市の医療機関に勤務されてこられました。その後、上里東小学校、七本木小学校において、長年ボランティア相談員として、小学校での教育相談、学習支援等に携わってこられました。

人権擁護委員としては、平成25年10月から御活躍され、現在2期目でございます。温厚で人権擁護にも理解があり、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員として適任でございます。よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議いただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

◇

◎町長発言

○議長（新井 實君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました議案につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り厚く御礼申し上げます。

今年は既に真夏日も記録しましたが、これから夏本番となり、暑さも厳しくなります。議員の皆様も健康管理には十分御注意をしていただきたいと思いますと思っております。

本年夏には、参議院議員通常選挙、そして、埼玉県知事選挙が執行されます。町では、公立保育園建設、小中学校の改修工事等、大きな事業も多数予定されております。

議員の皆様におかれましては、引き続き町政の発展、推進につきまして、格段の御支援、御協力をお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時3分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま齊藤崇議員ほか、2名から議員提出議案第2号 公共交通等対策特別委員会設置についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号 公共交通等対策特別委員会設置についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第21 議員提出議案第2号 公共交通等対策特別委員会設置について

○議長（新井 實君） 日程第21、議員提出議案第2号 公共交通等対策特別委員会設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 議員提出議案第2号 公共交通等対策特別委員会設置について、提案理由を申し上げます。

誰もが移動しやすいまちづくりの実現や少子高齢化が進行する将来社会を踏まえ、各地域の実情に合わせた公共交通のあり方などについて、調査、研究を行う必要があるため、特別委員会を設置するものであります。

地方自治法第109条及び上里町議会委員会条例第5条の規定により、公共交通等対策特別委員会の設置について、上里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

名称といたしましては、公共交通等対策特別委員会。

設置根拠、地方自治法第109条及び上里町議会委員会条例第5条。

付議事件、各地域の実情に合わせた公共交通のあり方を含め、公共交通等対策についての調査、研究。

委員の定数14名。

設置の期間、議決の日から調査、研究が終了するまでとする。

なお、議会の閉会中も調査、研究を行うことができるものとします。

以上です。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第2号 公共交通等対策特別委員会設置についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、上里町議会委員会条例第7条の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時8分散会